

# リサーチ・クリップ

2011/6/14 No.35

リサーチ・クリップでは、最近関心の高まっている環境問題や、企業の従業員・地域社会といった様々なステークホルダー（利害関係者）との関わりなどに関する記事や情報を紹介します。

雇用

厚生労働省 平成22年版「働く女性の実情」を発表（5月20日）

労働

厚生労働省雇用均等・児童家庭局では、毎年、わが国の働く女性に関する動きを取りまとめ、「働く女性の実情」として発表している。5月20日、その平成22年版を発表した。以下ではその概要を紹介する。

〔女性の労働力人口と、年齢階級別労働力率にみられるM字型カーブ〕

平成22年版「働く女性の実情」の中では、女性の労働力人口と労働力率について取り上げられている。労働力人口は15歳以上の就業者と完全失業者の合計、労働力率は15歳以上の人口に占める労働力人口の割合を表す。

平成22年の女性の労働力人口は2,768万人と前年に比べ3万人減少（前年比0.1%減）し、2年ぶりの減少となったが、男性の減少率がより大きかったため、労働力人口総数に占める女性の割合は過去最高の42.0%（前年差0.1%ポイント上昇）となった。一方、労働力率を見ると、男性が前年に比べ0.4%ポイント低下し、71.6%と13年連続の低下となったのに対して、女性は48.5%と、前年と同率であった。

女性の年齢階級別労働力率は、図表1に示すように、平成22年では「25～29歳」（77.1%）と「45～49歳」（75.8%）を左右のピークとし、「35～39歳」を底とするM字型カーブ<sup>（注1）</sup>を描いている。M字型の底は10年前（平成12年）には「30～34歳」の57.1%であったが、平成22年には66.2%と9.1%ポイント上昇し、過去最高を更新した。年齢階級別の労働力率を比較すると「30～34歳」が最も増加（10.7%ポイント上昇）している。

労働力率の増加を未婚・有配偶者別でみると、図表2に示されるように、未婚者の

（注1） わが国の女性は、結婚や出産による退職が多いことから、年齢階級別労働力率をグラフにあらわすと、多くの女性が子育てを行う時期に当たる30代前後の値が落ち込むM字型のカーブを描くことが知られている。これは、家事・育児に女性の負担が大きいこと示していると言われ、社会への男女共同参画を目指す観点から、これを解消することが課題とされている。

「30～34歳」の労働力率は10年前と比べると0.7%ポイントの上昇であるが、有配偶者については10.3%ポイントと上昇幅が大きくなっている。また、「25～29歳」の有配偶者の労働力率も9.2%ポイントの上昇となっており、上昇幅が大きい。

#### 〔女性の雇用形態と賃金〕

労働力人口のうち、自営業主や家族従業者を除いた雇用者数をみると、平成22年の雇用者数は、女性は2,329万人となり、前年に比べ18万人増加（前年比0.8%増）し、過去最多となった。男性は3,133万人と16万人減少（同0.5%減）し、3年連続の減少となったが、女性雇用者の増加によって、雇用者総数（男女計）は前年に比べ2万人増加（同0.04%増）し、5,462万人となった。

また、役員を除く雇用者数を雇用形態別にみると、平成22年の女性は、「正規の職員・従業員」が1,046万人（前年同）、「非正規の職員・従業員」が1,218万人（前年差22万人増、前年比1.8%増）となった。これを構成比で見ると、女性雇用者（役員を除く）に占める「非正規の職員・従業員」の割合は53.8%と、比較可能な平成14年以降で最高となった。

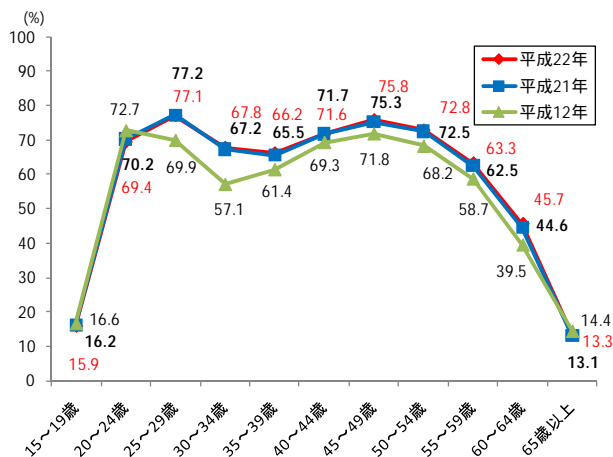
賃金についてみてみると、平成22年の女性の「一般労働者（短時間労働者以外の労働者）<sup>（注2）</sup>」の所定内給与額は22万7,600円（前年比0.2%減）、そのうち、「正社員・正職員」は24万4,000円（同0.3%減）、「正社員・正職員以外」は17万900円（同0.7%減）となり、いずれも前年を下回った。また、男女間の賃金格差（男性＝100とした場合の女性の所定内給与額）は、「一般労働者」69.3（前年69.8）、「正社員・正職員」72.1（同72.6）、「正社員・正社員以外」74.7（同77.5）となり、前年に比べ格差がやや拡大した。

同レポートの他の内容については、下記URLにて参照できる。

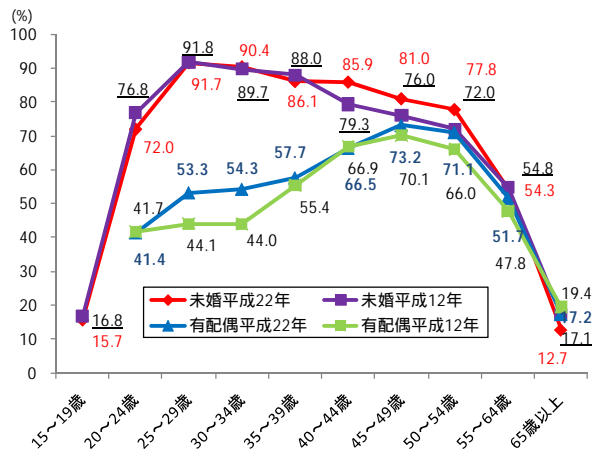
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/10.html>

<sup>（注2）</sup>本項の「労働者」は厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」で用いられている用語であり、前項の「雇用者（役員を除く）」は総務省統計局の「労働力調査」で用いられている用語であるが、両者の定義はほぼ等しい。本項内の他の用語も同様に、「正社員・正職員」は「正規の職員・従業員」と、「正社員・正職員以外」は「非正規の職員・従業員」とそれぞれ定義はほぼ等しい。

図表1 女性の年齢階級別労働力率



図表2 女性の配偶関係、年齢階級別労働力率



出所：厚生労働省 平成22年版「働く女性の実情」

(社会システム研究所 CSR 調査室 曾我 昂平)